

2014人事院勧告に対する長野県地公労共闘会議声明

人事院は、8月7日、月例給を0.27%、1,090円、一時金を0.15月引き上げるプラス勧告を7年ぶりに行った。

しかし、組合が勧告しないよう強く求めてきたにもかかわらず「給与制度の総合的見直し」と称する給与削減の勧告も行った。俸給表の平均2%の大幅な引き下げや寒冷地手当の見直しを行う一方、中央省庁には、地域手当を最高20%に引き上げ、本府省業務調整手当、広域移動手当の大幅引き上げを行うことにより、地方に働く公務員との給与較差が20%を超えた霞が関優遇ともいえる勧告を行った。人事院は安倍政権の圧力に屈し、第三者機関としての役割を完全に放棄しており、怒りをもって強く抗議する。

地公労共闘会議は、2013年人事院報告で示されて以降、国家公務員にとっては給与原資の地域間配分の見直しかもしれないが、地域手当の率が高い大都市部以外の本県のような地方公務員に導入されれば、一方的な賃金水準の引き下げになることを指摘してきた。さらに、地方の多くの民間企業が地方公務員の賃金を参考にしていることから、結果として地方経済にも悪影響を及ぼすため、「給与制度の総合的見直し」に強く反対してきた。

人事院勧告は、国家公務員の給与制度に関するものではあるが、県人事委員会勧告に対し、与える影響は大きいと言わざるを得ない。

このことから、地公労共闘会議は、県人事委員会に対し、「給与制度の総合的見直し」の問題点を指摘し、実施しないよう要請を行ってきた。

県当局に対しても組合員の声を集めた知事あての大型ハガキ12,259筆を手交し、実施しないよう要請してきた。

さらに、7月8日には、県庁広場で県内で働く多くの労働組合の仲間とともに1000人規模の総決起集会を開催し、内外に「給与制度の総合的見直し」の問題点を指摘し、反対してきた。

県人事委員会は、2011年（平成23年）以降、本県職員給与は民間給与とほぼ均衡しているとし、給与改定を行っていない。また、昇給・昇格制度の見直しについても、本県職員の実情などを考慮し、見送られている。

地公労共闘会議は、組合員の生活と権利を守るため、県人事委員会に対し、公正・中立な第三者機関としての長野県の実態に即した人事委員会勧告を求める取り組みを進める。県当局に対しても、引き続き、全力をあげて取り組むものである。

2014年8月7日

長野県地公労共闘会議
議長 細尾俊彦